

◆◆◆◆ お申込み・お問い合わせは ◆◆◆◆  
あなたの街のシルバー人材センターへ

令和3年1月1日現在

センター名	所在地	電話番号・FAX番号
公益社団法人 松江市シルバー人材センター	〒690-0823 松江市西川津町825番地2	TEL 0852-27-0888 FAX 0852-27-2737
公益社団法人 浜田市シルバー人材センター	〒697-0052 浜田市港町277番地	TEL 0855-23-4680 FAX 0855-23-6086
公益社団法人 出雲市シルバー人材センター	〒693-0002 出雲市今市町北本町2-1-6	TEL 0853-24-1787 FAX 0853-22-5830
公益社団法人 益田市シルバー人材センター	〒698-0041 益田市高津8丁目14番16号 市民憩の家内	TEL 0856-24-2190 FAX 0856-22-4543
公益社団法人 安来市シルバー人材センター	〒692-0007 安来市荒島町2176番地3	TEL 0854-28-6551 FAX 0854-28-6620
公益社団法人 江津市シルバー人材センター	〒695-0017 江津市和木町609-17	TEL 0855-52-1616 FAX 0855-52-1617
公益社団法人 雲南市シルバー人材センター	〒699-1334 雲南市木次町大字新市3	TEL 0854-42-3642 FAX 0854-42-3646
公益社団法人 奥出雲町シルバー人材センター	〒699-1821 仁多郡奥出雲町稲原57番地6	TEL 0854-52-0294 FAX 0854-52-0137
一般社団法人 津和野町シルバー人材センター	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原245-1	TEL 0856-74-1501 FAX 0856-74-1509
美郷町シルバー人材センター	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵195番地1	TEL 0855-75-1345 FAX 0855-75-1439
邑南町シルバー人材センター	〒696-0406 邑智郡邑南町高見485-1	TEL 0855-84-0123 FAX 0855-84-0460
吉賀町シルバー人材センター	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市580番地4	TEL 0856-79-2087 FAX 0856-79-2453
隠岐の島町シルバー人材センター	〒685-0027 隠岐郡隠岐の島町原田396番地	TEL 08512-3-1533 FAX 08512-2-4517

あなたの街にもシルバー人材センターを!

まだシルバー人材センターが設置されていない地域へ、センター設立に向けての働きかけ及び支援を行っています。

○事業説明会の実施・説明者の派遣

シルバー人材センターの設立を検討する市町村・団体等に対し、事業の理念・仕組み、及び設立に向けての準備等についての説明会の実施や説明者の派遣をします。

○設立準備委員会・準備室に対する支援

地域への啓発活動やニーズ調査、会員・仕事の募集、さらには諸規程・事業計画・予算等の作成など、設立に関する具体的な準備の支援を行います。

○設置・設立当初の業務支援

円滑な事務スタートのための研修・指導や事務処理代行等の支援を行います。

詳しくは、島根県シルバー人材センター連合会まで!

公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会

〒690-0887 松江市殿町8番地3 タウンプラザしまね2階  
TEL.0852-28-1171 FAX.0852-28-1173

松江分室 〒690-0823 松江市西川津町825番地2 松江市シルバー人材センター内  
TEL.080-2940-6913 FAX.0852-27-2737

邑智分室 〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵195番地1 美郷町保健福祉センター2階  
TEL.0855-74-6231 FAX.0855-74-6232

隠岐分室 〒685-0027 隠岐郡隠岐の島町原田396番地  
TEL.FAX.08512-3-1691



島根県 シルバー  検索

<https://webc.sjc.ne.jp/shimane/>

働き方改革に対応

シルバー派遣事業

のご案内



● シルバー人材センター就業の基本は「臨・短、軽」! ●

シルバー人材センターの会員1人あたりの就業範囲は、「臨時的かつ短期的、または軽易な業務」の範囲と定められています。例えば、1人役の仕事の場合は、何人かで分担する方法(ワークシェアやローテーション就業など)で対応いたします。

シルバー人材センターで働く場合の日数、時間の上限

日数の上限	おおむね月10日程度以内
時間の上限	おおむね週20時間をこえないことを目安



公益社団法人 島根県シルバー人材センター連合会



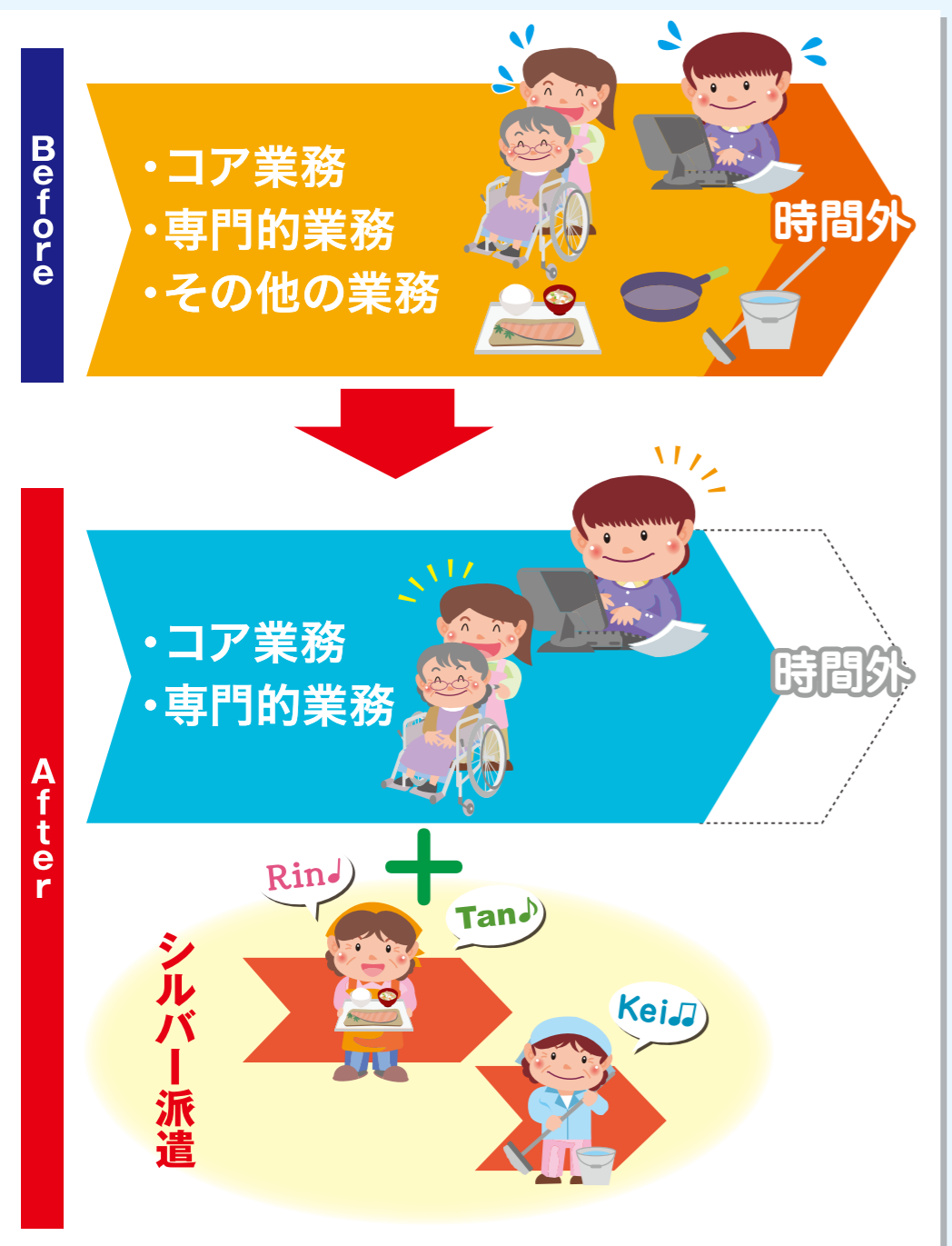


働き方改革による「労働時間法制の見直し」や「同一労働同一賃金」への対応に伴うさまざまな課題。シルバー人材センターが行う労働者派遣事業(シルバー派遣事業)は、臨・短、軽の就業スタイルで企業・団体の働き方改革をサポートしています。

## 労働時間法制の見直しに対応! マンパワーを本来の業務へ全集中!

社員の有給休暇の取得や時間外労働の抑制などに対応するため、労働条件・職場環境の改善や業務プロセスの見直しが求められています。

そこで、補助的な業務・軽易な業務にシニアパワーを活用することで、社員の負担を軽減! デイサービス、保育園、ホームセンター、食品加工場、放課後児童クラブ、スーパーマーケットなど、多彩な分野でシルバー派遣事業の活用が広がっています。繁忙期やピーク時間帯の人員確保にも好評です。



### POINT 1

臨・短、軽の働き方のシルバー会員は、一般的にハローワーク等の求職者とは異なる層の人材・労働力です。業務プロセスを見直すことで、シルバー派遣の活用の幅が広がります。

### POINT 2

シルバー会員は60歳以上の高齢者なので、日雇派遣の制限の例外です。1日だけの業務でも受け入れが可能です。

### POINT 3

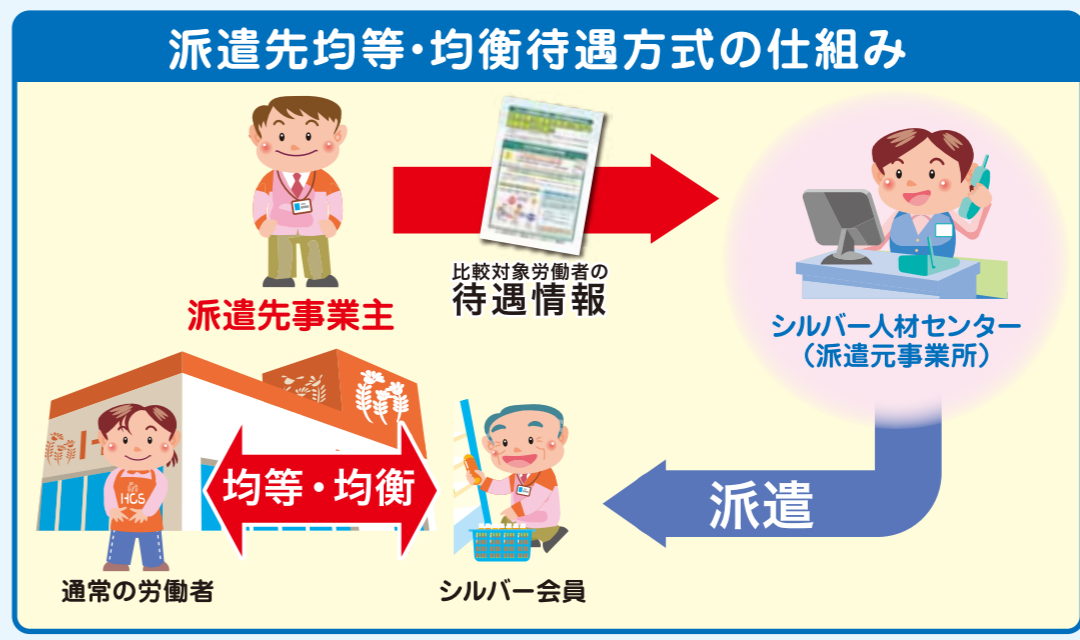
60歳以上のシルバー会員は派遣労働者個人の期間制限の対象外です。仕事に慣れた会員も続けて受け入れが可能です。

## 同一労働 同一賃金に対応! 派遣先均等・均衡方式でコスト増を抑制

令和2年4月1日から施行された改正労働者派遣法において、派遣労働者の公正な待遇を確保するため、派遣元事業所は「派遣先均等・均衡方式」と「労使協定方式」のいずれかの待遇決定方式を選択することになっています。島根県シルバー人材センター連合会では「派遣先均等・均衡方式」を選択しました。それは、シルバー派遣事業による「臨時的かつ短期的な就業、又は軽易な業務による就業」の趣旨・仕組み等を踏まえた次の理由によるものです。



1. 会員(高齢者)に適した就業環境を維持・確保
2. シルバー派遣事業による就業機会を維持・確保
3. 派遣労働者の公正な待遇を確保しつつ、不要なコスト増を抑制



### POINT 4

シルバー派遣会員は、比較対象となる従業員とは職業分類上の職種は同一でも業務の内容や責任の度合いが異なることから、均衡待遇が一般的です。

### シルバー派遣事業 ご利用の流れ

1. お申込み・お問い合わせ
2. 業務内容の確認
3. ご提案・お見積り、ご契約
4. 就業、勤務実績のご確認
5. 請求、お支払

お申込み・お問い合わせは、各地域のシルバー人材センター(実施事業所)が承ります。まずは、電話でお問い合わせください。なお、受付時間外は、ホームページのお問い合わせをご利用ください。後ほど、折り返しご連絡します。

島根県シルバー

検索

※港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院などにおける医療関係業務は派遣を行うことはできません。